電気通信大学情報理工学域長選考規程

平成28年11月24日 改正 令和 2年 1月31日 令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学情報理工学域長(以下「学域長」という。)の選考及 び任期に関し、必要な事項について定めるものとする。

(学域長の選考)

第2条 学域長は、情報理工学域を担当する専任の教授のうち、情報理工学域教授会(以下「学域教授会」という。)が推薦する複数(2人以上3人以内とする。)の候補者(以下「学域長候補者」という。)のうちから、学長が選考する。

(選考の時期)

- 第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、学域長を選考しなければならない。
 - (1) 学域長の任期が満了する場合
 - (2) 学域長の辞任が認められた場合
 - (3) 学域長が欠員になった場合
- 2 学域長の選考は、前項第1号に該当する場合は原則として任期満了の2か月前までに、 同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行うものとする。

(任期)

- 第4条 学域長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 前条第1項第2号又は第3号により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、 前任者の残任期間とする。

(推薦方法)

- 第5条 学域教授会は、別紙様式1により学域長候補者を学長に推薦するものとする。
- 2 前項により推薦される者には、前条第1項又は第2項による任期の末日より前に定年 又は任期満了による退職が予定されている者を含めることはできない。
- 3 前2項に基づき推薦する学域長候補者の選出の方法については、学域教授会が別に定める。

(所信表明)

- 第6条 前条により推薦された学域長候補者は、学長に所信表明を行うものとする。 (面接)
- 第7条 第5条により推薦された学域長候補者に対して、学長及び理事による面接を行う。 (選考方法等)
- 第8条 学長は、所信表明の内容及び面接の結果を総合的に判断し、役員会の意見を聴いて学域長を選考するものとする。
- 2 学長は、学域長を選考したときは、理由を付して学域教授会及び当該学域長候補者に

通知する。

3 学長は、学域から推薦された学域長候補者が適任でないと判断した場合には、学域教 授会に再度学域長候補者の推薦を求めることができる。

(解任)

- 第9条 学長は、学域長が次のいずれかに該当するとき、その他学域長たるに適しないと 認めるときは、役員会の意見を聴いて学域長を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めら得るとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

INT BI

この規程は、令和2年1月31日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

電気通信大学長 殿

情報理工学域教授会議長

情報理工学域長候補者について(推薦)

このことについて、電気通信大学情報理工学域長選考規程第5条第1項の規定に基づき、 下記の者を学域長候補者として推薦します。

記

氏 名	職名	推薦理由

※ 候補者について氏名のあいうえお順に記載のこと。